

茨城県保健衛生会館・看護研修センター利用団体の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るお願い【R5.5.8 改正】

新型コロナウイルスの感染対策は、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行することに伴い、現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に変更されます。

これをふまえ、茨城県看護協会では、以下のとおり、感染拡大防止対応の見直しを行います。

1. 各研修室の収容人数について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、茨城県の方針に基づき、各研修室等の収容人員を制限させていただいておりましたが、感染症法上の位置づけが5類感染症に移行することに伴い、以下のとおり、通常の収容人員といたします。

研修室名		収容人員
保健衛生会館	研修室A	20人→ 36人
	研修室B	28人→ 40人
	研修室C	36人→ 60人
	研修室D	16人→ 30人
	大研修室	56人→ 100人
看護協会別館		20人→ 30人

2. 参加者への対応について

茨城県看護協会では、来館者への対応は、以下のとおりとしておりますが、利用団体様毎にご判断ください。

※茨城県看護協会での来館者への対応

1 マスク着用について

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることといたします。

2 入館時の体温測定について

茨城県保健衛生会館の入口に体温測定機器を設置しておりますが、体温測定については、個人の判断に委ねることといたします。

3 入館時の手指消毒について

手指消毒については、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効であることから、茨城県保健衛生会館の入口に消毒液を設置しておりますので、各自手指消毒を行い、入館願います。

4 換気について

換気については、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効であることから、各研修室に設置してある二酸化炭素濃度測定器により、おおむね1,000ppmを目安に換気を行うものといたします。

5 机、椅子、ロッカー等の館内物品の消毒について

使用時に気になる方は、研修室に設置してあるアルコール含有ウェットタオルで、各自消毒願います。

6 身体的距離の確保について

パーティションは設置いたしませんので、身体的距離の確保（最低1m）が取れない場合は、マスクの着用を推奨いたします。